

第4章 施策の具体的な展開

1 相談・情報提供機能の充実

ひとり親家庭等は、子育てをはじめとした日常生活面及び就業面で様々な悩みや不安を抱えていることから、身近なところで相談を受け、日常生活及び就労等に関する情報の提供や助言を行い、必要に応じて適切に関係機関につなぐなど、相談機能の充実を図ることが必要です。

(1) 相談機能の充実

※実施主体 、対象者

<p>1 母子自立支援員等による相談事業の実施</p> <p>母子自立支援員は、地域における民生委員・児童委員や奈良県母子福祉委員等との連携により、母子家庭及び寡婦の日常生活の様々な相談にきめ細かく対応するとともに、母子家庭等就業・自立支援センターや公共職業安定所とのネットワークを活用して、母子家庭等の自立を支援します。</p> <table border="1"><tr><td>県母子自立支援員</td><td>県福祉事務所に配置（6人） 母子寡婦福祉資金の貸付相談等で、市等福祉事務所に出張相談を実施</td></tr><tr><td>市等母子自立支援員</td><td>市等福祉事務所に配置（14人）</td></tr></table>	県母子自立支援員	県福祉事務所に配置（6人） 母子寡婦福祉資金の貸付相談等で、市等福祉事務所に出張相談を実施	市等母子自立支援員	市等福祉事務所に配置（14人）	<p><input type="text"/> 県・市等</p> <p><input type="text"/> 母子</p> <p><input type="text"/> 寡婦</p> <p>(H17現在)</p>
県母子自立支援員	県福祉事務所に配置（6人） 母子寡婦福祉資金の貸付相談等で、市等福祉事務所に出張相談を実施				
市等母子自立支援員	市等福祉事務所に配置（14人）				
<p>2 母子家庭等就業・自立支援センター（奈良県母子・スマイルセンター）における就業相談事業の実施</p> <p>就業に関する支援とあわせて、母子家庭及び寡婦の生活全般にわたる相談にも応じ、支援の情報を提供します。</p>	<p><input type="text"/> 県</p> <p><input type="text"/> 母子</p> <p><input type="text"/> 寡婦</p>				
<p>3 奈良県こども家庭相談センター（中央、高田）における相談事業の実施</p> <p>配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）による被害をはじめ、子どもや女性、家庭に関する様々な問題に対して相談に応じ、援助を行います。</p>	<p><input type="text"/> 県</p> <p><input type="text"/> 母子・父子</p> <p><input type="text"/> 寡婦</p>				
<p>4 福祉・雇用・その他関係機関と連携した相談機能の充実</p> <p>各相談機関が相互の連携や関係機関とのネットワークにより、効果的な相談を行うとともに、相談員や担当職員が適切な相談対応が行えるよう資質向上のための研修を行い、相談機能の充実を図ります。</p>	<p><input type="text"/> 県・市町村</p> <p><input type="text"/> 母子・父子</p> <p><input type="text"/> 寡婦</p>				

(2) 情報提供機能の充実

① 県・市町村における情報発信機能の充実

子育て・生活・就業支援等の各種制度に関して、広報誌やホームページ、パンフレット、チラシ等の活用により情報提供をより積極的に行い、制度の周知を図ります。

ひとり親家庭の支援	http://www.pref.nara.jp/kodomo/hitorioya/index.html
母子・スマイルセンター	http://www1.odn.ne.jp/smile-center/
メルマガ・スマイルの配信	http://mini/mag2.com/□/M0041266.htm ※□には、DoCoMoi,au:e,Vodafone;j
子育てネットなら	http://kodomo.pref.nara.jp/

県・市町村

母子・父子

寡婦

奈良県運営の
ホームページ
(H17現在)

② 身近な地域活動者からの情報提供の充実

母子寡婦福祉団体、民生委員・児童委員、主任児童委員、奈良県母子福祉委員等身近な地域活動者による、ひとり親家庭等への情報提供の充実を図ります。

母子寡婦福祉団体の会員数	2,485人
民生委員・児童委員の数	2,667人
主任児童委員の数	314人
奈良県母子福祉委員の数	173人

県・市町村

母子・父子

寡婦

(H17現在)



2 子育て支援策の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割をひとりで担うことから、子育てと仕事の両立に困難や悩みを抱えています。

次世代を担う子どもたちが健やかに成長するには、地域社会におけるひとり親家庭への理解と安心して子育てができる環境づくりが重要であり、そのため、ひとり親家庭の多様なニーズに応じた適切な支援を行うことが必要です。

(1) 多様な保育サービスの充実

① 保育所優先入所の推進

母子及び寡婦福祉法第28条に基づき、保育所に入所する児童を選考する場合には、母子家庭等に特別の配慮が必要となっています。このため、ひとり親家庭の親が就業や求職活動・職業訓練を十分に行うことができるよう、ひとり親家庭の児童の保育所への優先入所を促進します。

② 保育所等における多様な保育サービスなどの実施

ひとり親家庭の親が就労するうえで、保育施策や子育て支援策の充実を図る必要があります。

このため、地域の実情に応じて、保育所における延長保育・休日保育・夜間保育・一時保育・病後児保育等事業を促進します。

また、ファミリー・サポート・センターの設置等により、地域における育児の相互援助活動を促進します。

延長保育事業	120箇所(4,408人) → 140箇所(5,495人)
休日保育事業	6箇所(30人) → 18箇所(429人)
一時保育事業	41箇所(391人) → 60箇所(564人)
病後児保育等事業	4箇所(17人) → 15箇所(51人)
ファミリー・サポート・センター	設置市町村数 2市 → 13市町

③ 母子家庭等日常生活支援事業の実施

ひとり親家庭の親や寡婦が、一時的に家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合に、家庭生活支援員の派遣等により、日常生活のサポートを行います。

また、個々の状況に応じたサービスをより身近な地域で効果的に提供できるように事業の促進を図ります。

市町村

母子・父子

市町村

母子・父子

奈良県次世代育成支援
行動計画の目標値
(H16→H21)

県・市町村

母子・父子

寡婦

事業内容	技能習得・就職活動・疾病・看護・冠婚葬祭・出張・学校行事等の事由により、一時的に子育てや生活の支援が必要となった場合に、家庭生活支援員の派遣等により、家事・介護・保育サービス等の支援を行う
利用延人数	23人 → 100人

奈良県新長期
ビジョンの目標値
(H16→H22)

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の実施

保護者が病気や仕事、育児疲れ等により、平日、夜間又は休日に不在となり、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となる場合に、児童養護施設等において子どもを一時的に預かる子育て短期支援事業を促進します。

ショートステイ	18箇所（81人） → 21箇所（300人）
トワイライトステイ	16箇所（348人） → 17箇所（471人）

市町村

母子・父子

奈良県次世代育成支援
行動計画の目標値
(H16→H21)

（2）児童の健全育成の充実

① 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の優先的利用の推進

昼間（放課後）保護者のいない小学校低学年児童の健全育成と、ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を目的とした放課後児童クラブの設置を促進するとともに、ひとり親家庭の児童の優先的利用を促進します。

放課後児童クラブ数	171箇所 → 187箇所
放課後児童クラブの定員	7,756人 → 8,875人

市町村

母子・父子

奈良県次世代育成支援
行動計画の目標値
(H16→H21)

② ひとり親家庭生活支援事業の実施

親自身が生活の中で直面する諸問題への解決や子どもの精神的な安定を図るため、より身近な地域で、個々の状況や生活実態に応じた支援が必要なことから、生活支援講習会、電話や訪問相談、健康に関する助言、情報交換の場の提供など地域の実情に応じた事業を促進します。

市町村

母子・父子

(3) 養育費の確保に向けた支援の促進

養育費の取り決めについては取得額も低く、また、取り決めが行われていても支払われないケースが多く見られます。離婚等により子どもを監護しなくなった親であっても、民法上、その子どもを扶養する義務があり、養育費を支払う義務を負っています。養育費は、子どもの健やかな成長にとって重要なものであることから、養育費の取り決めや取得促進に関する情報提供や啓発を行うことが必要です。

① 養育費確保に向けた啓発の推進

市町村と連携し、児童扶養手当現況届の提出時など様々な機会において情報提供を行うとともに、母子自立支援員に対し、養育費の取り決め手続き等、養育費に関する研修を実施します。

② 法律相談事業の実施

母子家庭等就業・自立支援センター事業の一環として、養育費の取り決めやその履行確保など法律に関する諸問題について、弁護士による特別相談を実施します。

県・市町村

母子・父子

県

母子・父子

寡婦



3 生活支援策の充実

ひとり親家庭となった当初は特に生活が大きく変化し、住居・収入・子どもの養育等様々な問題に直面し、親子とも不安定な生活を強いられる場合も多く、その生活再建を図り、安定した生活を送るためにも、生活や経済面について適切な支援を行うことが必要です。

(1) 生活基盤の充実

① 母子生活支援施設における生活及び自立支援

離婚等により生活や子どもの養育が困難となった母子家庭に対して、精神的に安定できる環境を提供しつつ、生活や子どもの養育上の様々な支援を行うことが必要です。

18歳未満の子どものいる母子家庭においては、子どもの健全な育成のために、施設利用を希望する場合は、施設利用により子育てと生活の自立が図れるよう支援します。

施設名	経営主体	定員
ライフイン・郡山	大和郡山市	20
グリーンライフ真美ヶ丘	広陵町	18
佐保山荘	社会福祉法人	30
ヒューマンかつらぎ	社会福祉法人	30

県・市等

母子

(H17現在)

② 公営住宅における優先入居の推進

離婚するに当たっては、転居するケースも多く、また、母子家庭の収入は一般世帯に比べて低い水準にあることから、公営住宅への、母子家庭の入居に配慮が必要です。

県では、母子家庭（配偶者からの暴力等により婚姻関係が事実上破綻している世帯を含む）や高齢者、障害者等の社会的不利益な立場にあり特に住宅に困窮する方々に対し、県営住宅の募集にあたって優先枠を設定し、その支援を図ります。

また、市町村においても、地域の実情に応じて、母子家庭を対象とした公営住宅の優先入居の仕組みなどについての検討を促進します。

県・市町村

母子

(2) 経済的支援の充実

① 母子及び寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付業務の実施

母子及び寡婦福祉資金貸付制度については、制度に関する情報提供を行うとともに、福祉事務所の窓口等で母子自立支援員等が貸付の相談にあたり適正な貸付業務を行います。

資金種類	①事業開始資金 ②事業継続資金 ③修学資金 ④技能習得資金 ⑤修業資金 ⑥転宅資金 ⑦住宅資金 ⑧就職支度資金 ⑨就学支度資金 ⑩結婚資金 ⑪生活資金 ⑫医療介護資金 ⑬特例児童扶養資金
相談窓口	県及び市等福祉事務所
貸付件数	110件 → 120件

県・市等

母子

寡婦

奈良県新長期
ビジョンの目標値
(H16→H22)

② 児童扶養手当の適正な給付業務の実施

児童扶養手当の給付は、県及び福祉事務所を設置する市等が実施していますが、市町村と連携し、児童扶養手当制度に関する周知を図るとともに、適正な給付業務を実施します。

県・市等

母子

③ 母子及び寡婦福祉資金の貸付や児童扶養手当の支給にともなう支援

母子及び寡婦福祉資金貸付金の貸付相談や、児童扶養手当の届出等の機会には、必要に応じ、就業や生活面、養育費等の相談を行い、母子家庭の母や寡婦の経済的な自立について支援の充実を図ります。

県・市等

母子

寡婦

④ 母子家庭医療費助成の実施

母子家庭の経済的負担を軽減し、健康の保持及び福祉の増進を図るため、医療費の自己負担分の一部を助成します。

市町村

母子

⑤ 保育所保護者負担金の減免の実施

母子世帯の課税状況に応じて、保育所の保護者負担金を減免します。

市町村

母子